

【勤務地:東京都区内】

期間業務職員の採用について

内閣官房内閣広報室では、期間業務職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	一般事務等
<u>雇用形態</u>	非常勤
<u>雇用期間</u>	平成31年5月15日から平成32年3月31日 ※ 採用後、1ヶ月間は条件付採用期間となります。 ※ 雇用期間終了後、勤務成績等により再採用することも可。
<u>資 格</u>	高校卒以上で、パソコン（ワードプロセッサソフト及び表計算ソフト（Word、Excel等））が扱える方 なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。 1 日本国籍を有しない者 2 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者 ○ 成年被後見人、被保佐人 ○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
<u>就業時間</u>	8：30～17：15 ※ 各事務とも時間外勤務を伴うことがあります。
<u>休憩時間</u>	12：00～13：00までの60分
<u>給 与</u>	日給月給制
<u>日 給</u>	8,230円～10,020円/日（経験年数による） その他に賞与、通勤手当（月額55,000円以内）、住居手当（月額27,000円以内）、超過勤務手当あり。
<u>退職手当</u>	一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。
<u>休 日</u>	土日祝日及び年末年始休暇（12月29日～1月3日）
<u>休 暇</u>	年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）
<u>就業場所</u>	東京都千代田区
<u>加入保険</u>	雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外

となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用され、健康保険、厚生年金保険は適用除外となります。

仕事内容 予定している業務としては、電話対応、書類作成等の一般事務及び雑務。英語による電話対応も有り得ます。

採用人数 1名

応募要領 履歴書（カラー写真貼付）。他に、志望動機、職務経歴書（A4 縦・横書）を作成し、次の宛先まで郵送願います。

※応募書類は返却いたしません。

応募先 〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣広報室 総務担当

※封筒表面に「期間業務職員（その2）応募書類」と明記してください。

問合せ先 採用に関するお問い合わせは、下記問合せフォームにてお受けいたします。氏名、連絡先（電子メールアドレス）、質問事項を問合せフォームに記載ください。その際、質問の冒頭に「期間業務職員（その2）について」と記載してください。受領後、担当者よりご連絡させていただきます。

（電話によるお問い合わせはお受けいたしかねますので、ご遠慮いただきますようお願いいたします。）

（問合せフォームアドレス）

https://www.kantei.go.jp/jp/forms/saiyou_kikan_enquete.html

募集期限 平成31年4月26日（金）（必着）

試験 書類選考後、合格者に対し面接を行い、採用者を決定します。書類審査の結果、面接を行うこととなった方のみに面接の日時・場所をご連絡いたします。